

広島県告示第千八百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗谷大野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	旧	新			
廿日市市大野町字馬の口二六四五番一地先から 廿日市市大野町字高馬一四三三番一〇地先まで	三・五〇	一五・二〇〇	六四・八〇		拡幅
	六・〇〇〇	一五・二〇〇	六四・八〇		
廿日市市大野町字馬の口二六四五番一地先から 廿日市市大野町字高馬一四三三番一〇地先まで	八・八〇	六・五〇〇	一七〇・二二〇		ダブルウェイ
	四・七〇	一五・二〇〇	一七〇・二二〇		
廿日市市大野町字高馬一四三三番一〇地先から 廿日市市大野町字高馬一四三三番一〇地先まで	九・八〇	七・〇〇〇	三〇〇・〇〇		拡幅
	八・〇〇	一四・〇〇〇	三〇〇・〇〇		
	一・二〇	三・〇〇〇	三五四・〇〇		
		三・〇〇〇	三五四・〇〇		

廿日市市大野町字高馬一四三番一〇地先から 廿日市市大野町字高馬一四三番一〇地先まで		廿日市市大野町字高馬一四一九番一七地先から 廿日市市大野町字高馬一四一九番一〇地先まで		廿日市市大野町字高馬一四一九番五一地先から 廿日市市大野町字高馬一四一九番一七地先まで		廿日市市大野町字高馬一四三番一〇地先から 廿日市市大野町字高馬一四三番一〇地先まで	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
一七・八〇〇〇〇 〇・〇〇	三・八〇〇〇〇 〇・〇〇	三・三〇〇〇九 七〇 一八・五〇〇〇五 二・〇〇	三・三〇〇〇九 七〇	一九・〇〇〇〇二 七・〇〇	四・〇〇〇〇六 八〇	三・五〇〇〇一 一・二〇 一五・〇〇〇〇七 七・七〇	三・五〇〇〇〇 三〇〇・〇〇
三三・八〇	四三・五〇	三四九・五〇 二二三・二〇〇	三四九・五〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇	三五四・〇〇 三〇〇・〇〇	
拡幅		ダブルウェイ		拡幅		ダブルウェイ	